

●日本学術会議文書決裁規程

〔平成17年10月1日〕
日本学術会議会長決定

(目的)

第1条 この規程は、日本学術会議において、所掌事務の処理及び権限の行使について作成する文書の決裁及び施行に関し、内閣府本府文書管理規則（平成13年内閣府訓令第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(専決処理)

第2条 専決事項（別表第1から別表第5まで）に掲げるそれぞれの事項に係る文書は、極めて重要なものを除き、当該専決権者が専決処理することができる。

(代決)

第3条 決裁者が出張又は休暇その他の事故により不在であるとき、特に至急に処理しなければならない決裁文書は、当該決裁者の直近下位の者が代理の表示をして決裁することができる。

2 前項の規定により決裁をした者は、事後速やかに、決裁権者に報告をしなければならない。ただし、決裁者に事前に了解を受けた場合においては、この限りではない。

(外国あて文書の決裁文書記号)

第4条 日本学術会議において、外国にあてて発送を要する文書を内容とする起案文書の決裁記号は、「CAO/SCJ」とする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、文書の決裁に必要な事項は、日本学術会議事務局長が定める。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から適用する。

別表第1（各課室共通事項）

専決権者	番号	専決事項	合議先	文書施行名義人
局長	1	会長招集の各種会議開催に関する事項	関係課又は関係参事官	会長
	2	日本学術会議外の者に対する依頼、照会、回答、連絡及び報告に関する事項（定型的なものを除く。）	関係課又は関係参事官	会長、部長又は委員長
	3	会長のあいさつ等に関する事項	関係課又は関係参事官	会長
	4	国際団体への加入申請	関係課又は関係参事官	会長、部長又は委員長
課長又は参事官	1	常置の委員会（役員会及び分科会等を含む。）の開催に関する事項	関係課又は関係参事官	委員長
	2	臨時の委員会（役員会及び分科会等を含む。）の開催に関する事項	関係課又は関係参事官	委員長
	3	部、委員会への審議付託、検討依頼及び連絡に関する事項	関係課又は関係参事官	会長、部長又は委員長
	4	審議付託に対する回答及び報告に関する事項	関係課又は関係参事官	会長、部長又は委員長
	5	会員及び連携会員に対する依頼、照会、申出、回答及び連絡に関する事項	関係課又は関係参事官	会長、部長、委員長又は局長
	6	部、委員会相互間の依頼、照会、申出、回答及び連絡に関する事項	関係課又は関係参事官	部長又は委員長
	7	依頼、照会、申出、回答、連絡及び報告に関する事項のうち定型的なもの	関係課又は関係参事官	会長、部長、委員長又は局長
	8	委員会委員の指名、委嘱及び解除、解嘱願いに関する事項	関係課又は関係参事官	会長、部長、委員長又は局長
	9	職員の海外渡航承認に関する事項	企画課	局長

別表第2（企画課）

専決権者	番号	専決事項	合議先	文書施行名義人
局長	1	総会の開催に関する事項	管理課又は関係参事官	会長
	2	幹事会の開催に関する事項	管理課又は関係参事官	会長
	3	日本学士院会員候補者の推薦に関する事項	関係参事官	会長
	4	日本学術会議による勧告、声明等案の作成に関する事項	関係参事官	会長
	5	政府からの諮問に関する事項	関係参事官	会長
	6	科学論説委員等との懇談会の開催に関する事項	管理課又は関係参事官	会長・局長

	7	日本学術会議主催の講演会に関する事項	管理課又は関係参事官	会長
課長	1	外部組織から会議への要望等に関する事項	管理課又は関係参事官	会長
	2	外部組織から委員候補者の推薦に関する事項	関係参事官	会長
	3	外部組織から賞の受賞候補者の推薦に関する事項	関係参事官	会長
	4	会議の後援名義使用に関する事項	関係参事官	会長
	5	民間学術研究機関の助成に関する法律（昭和26年法律第227号）第5条第2項の規定による諮問に関する事項	関係参事官	会長
	6	地方連絡委員の委嘱及び解嘱に関する事項	管理課又は関係参事官	委員長
	7	学術関係国際会議代表派遣に関する事項	管理課又は関係参事官	会長
	8	諸手当の認定に関する事項	管理課	局長
	9	職員の身分証明に関する事項		局長
	10	職員及び元職員に係る祝、弔電に関する事項		局長
	11	職員及び元職員に係る履歴の証明に関する事項		局長
	12	給与実態報告、人事統計報告及び職員現在数月例報告等に関する事項		局長
	13	私費による学術関係国際会議出席者の推薦に関する事項		会長
	14	公益法人現況調査等の実態に関する事項		局長
	15	国会からの資料要求（公表されたものに限る。）に関する事項	管理課又は関係参事官	局長
	16	国有財産使用の許可申請に関する事項	管理課	局長
	17	社会保険・雇用保険に関する事項		局長

別表第3（管理課）

専決権者	番号	専決事項	合議先	文書施行名義人
課長	1	会計実地検査調書の提出に関する事項		局長
	2	一般会計歳出予算の（移）流用に関する事項		局長
	3	一般会計歳出予算の移替え等に関する事項	企画課又は関係参事官	局長
	4	一般会計歳出予算の概算払協議に関する事項	企画課又は関係参事官	局長

	5	出納官吏等（代理人、分任官を含む。）の任命に関する事項		局長
	6	予算決算及び会計令の規定に基づく監督職員又は検査職員の任命に関する事項		局長
	7	職員の健康診断及びレクリエーションに関する事項		局長
	8	会員等に係る祝、弔電に関する事項		会長
	9	会員等に係る履歴の証明に関する事項		局長
	10	会員等の身分証明に関する事項		局長
	11	共済組合組合員の異動等に関する事項		局長
	12	厚生資金の借用及び返済に関する事項		局長
	13	結婚手当金請求書に関する事項		局長
	14	遺族共済年金決定請求に関する事項		局長
	15	宿舎に関する事項		局長

別表第4（審議第1担当参事官及び審議第2担当参事官）

専決権者	番号	専決事項	合議先	文書施行名義人
局長	1	連合部会の開催に関する事項	関係課又は国際業務担当参事官	部長
参事官	1	部会（役員会及び小委員会等を含む。）の開催に関する事項	関係課又は国際業務担当参事官	部長又は委員長
	2	部及び委員会主催の講演会等の開催に関する事項	関係課又は国際業務担当参事官	部長又は委員長

別表第5（国際業務担当参事官）

専決権者	番号	専決事項	合議先	文書施行名義人
局長	1	国際会議の外国人招へい者への招待状の発行に関する事項	関係課	会長
	2	国際会議の外国人参加者の入国に係る便宜供与に関する事項	関係課	会長
	3	共同主催国際会議に対応する学術研究団体との合意事項に関する事項	関係課又は関係参事官	会長
参事官	1	国際委員会に置かれる分科会又は同分科会に置かれる小分科会の開催に関する事項	関係課又は関係参事官	委員長
	2	代表派遣旅費の配分額の決定に係る委員会等への通知に関する事項	関係課又は関係参事官	会長
	3	代表派遣者の決定に係る通知に関する事項	関係課	会長
	4	国際会議の後援名義使用に関する事項	関係課又は関係参事官	会長